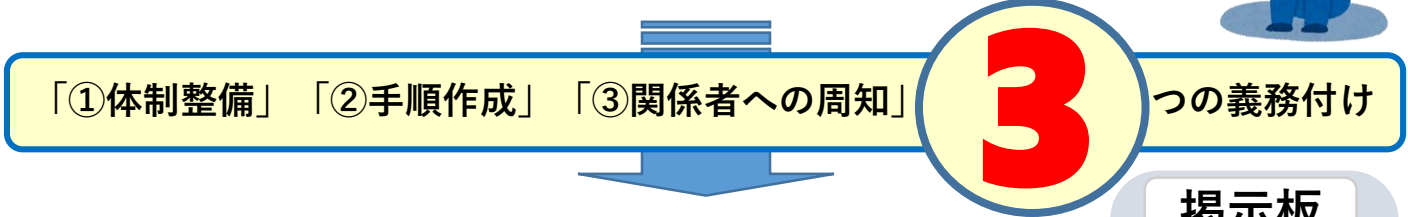


労働者における熱中症対策が義務化されました **重要!**

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正されました（令和7年6月1日施行）

熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、状況に応じて、迅速かつ適切に対処し、熱中症の重篤化を防止しましょう！

- ◎ 規制対象となる事業者：
労働者を雇用する事業者（農業者や農業法人、家族経営等も含む）
- ◎ 対象となる環境：
「WBGT*28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業
* 熱中症の危険度を判断する数値（詳細は、環境省「熱中症予防情報サイト」より )
- ◎ 対策を怠った場合：
6月以下の拘禁又は50万円以下の罰金（労働安全衛生法第119条）



- ① 早期発見のための体制整備
(最寄りの病院の連絡先がわかる、勤務先の熱中症担当者が分かる等)
- ② 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
(熱中症対策アイテムの活用、熱中症の応急措置の対応等)
- ③ すべての労働者に周知する
(すべての人の目のつくところに掲示する等)



「熱中症」対応フローを掲示しましょう！

* 事業所の規模によっては、「熱中症」対応フロー掲示のみでは対応が不十分ですので、その他の熱中症対策（熱中症アイテムの活用等）をご検討ください。

規制対象外であっても熱中症予防に努めましょう！



茨城県

茨城県 農林水産部 産地振興課
TEL：029-301-3926

「熱中症対応フロー」は
こちらから確認できます
▶▶▶

